

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

災害対応マニュアル

はじめに

この災害対応マニュアルは、集中豪雨による土砂災害・浸水被害、そして地震等による災害を想定して作成しました。これまで長年に渡り大災害といわれるものは 100 年に 1 度といわれておりましたが、近年は東日本大震災をはじめとした大地震による災害や地球温暖化の影響とみられる豪雨災害が毎年のように各地で発生しております。

災害は忘れた頃にやってくるのではなく、自分の暮らす地域でも必ず発生するとの意識をもち、災害に対して常に備える必要があると考えます。

333-E 地区でも「地区緊急災害対策本部規則」並びに「運用マニュアル」により、災害発生時の行動規範が示されておりますが、より迅速に対応するためにこの「災害対応マニュアル」を作成しました。

このマニュアルが絵に描いた餅にさせないため、災害発生時に迅速に実践に移せるよう高い意識を持ち、定期的にシミュレーションしていくことが大切です。

また災害対応のあり方は、社会の状況や時代とともに変わってゆくことですので、このマニュアルも随時見直しを重ねることで、より充実したものへと進化させてゆきましょう。

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

2024-2025 年度 環境保全・マーケティング・PR・IT・アラート委員会

災害発生時の対応

災害発生時には次の内容を検討する必要があります。

1. 情報収集（災害場所の特定と状況の把握）
2. 連絡方法の確立
3. 支援の種類、方法の検討
4. 実際の支援
 - ・ 支援物品集積・配送・提供
 - ・ 人的支援
 - ・ 金銭的支援

1.情報収集

1-1 【被災クラブ】

① クラブ内の被害状況調査

- ◆クラブ会員及び家族の安否 → キャビネット事務局へ報告
- ◆クラブ会員の企業の被災状況の確認

② クラブ活動地域の被災状況調査

- ◆地元自治体の災害担当部署および電話番号・担当者等の把握
(例) 総務課等・社会福祉協議会、自治会 など
- ◆避難所開設のある場合
 - 避難所の名称・住所・連絡先・担当者等の把握
 - 支援物品の調査・リスト作成、ゾーン・チェアパーソンへ報告
ゾーン・チェアパーソンはキャビネット事務局へ報告

1-2 【地区キャビネット】

災害規模把握と支援体制作り

地区ガバナーは直ちに地区緊急対策本部（以下、対策本部）を招集、情報の収集を行い、災害規模を次のレベル1・2・3に判別する。必要に応じて地区緊急災害支援センター（以下、支援センター）を設置する。

- レベル 1 = 災害発生地域が概ね一市町村内での災害
レベル 2 = 災害発生地域が概ね数市町村にまたがるとなる災害
レベル 3 = 災害発生地域がレベル 2 を超える広域に及ぶ災害

※但し、災害の範囲に加え被害の状況により災害レベルを最終的に決定する

災害レベル 1 の場合

- ① 被災者支援窓口は原則として、被災地域のライオンズクラブ内に設置する。クラブ事務局が被災した場合には、ゾーン・チェアパーソンの判断により代替となる被災者支援窓口を設置する。
- ② 責任者は、被災者支援窓口を設置したクラブの会長もしくはクラブが定めた担当者とする。
- ③ 所属リジョンのアラート委員は上記責任者、ゾーン・チェアパーソンと連絡を密にし、支援行動をとる。(対策本部への報告を含む)
- ④ 責任者は支援物品受け入れ場所(集積場所)の確保と必要な物品の情報発信を行う。
- ⑤ 被災者支援窓口を設置したクラブ又は責任者名義の支援金受入口座を開設し、迅速な告知を行う。(年度毎にキャビネット事務局へ収支報告を行う)
※原則としてキャビネット事務局では口座を開設しない。

災害レベル 2 の場合

- ① 被災者支援窓口は対策本部(支援センターが設置された場合は支援センター)とする。
- ② 被災地域のゾーン・チェアパーソンはゾーン内の被災状況を地元クラブから聞き取り調査し、キャビネット幹事に報告する。
- ③ 被災地域のゾーン・チェアパーソンが被災し、統括が困難な場合は近隣のゾーン・チェアパーソンが代理を務める。(対策本部が依頼)
- ④ 社会福祉協議会との連携により、被災状況やボランティアセンター開設情報を収集する。
- ⑤ 対策本部(または支援センター)は、LCIF 緊急援助交付金申請の有無を早急に判断し、必要と判断した時は直ちに申請を行う。(災害発生から 30 日以内)
- ⑥ キャビネット会計はキャビネット事務局名義の支援金口座を開設し、義援金の募集の迅速な告知を行う。
- ⑦ 支援金の支出は、対策本部(または支援センター)の承認を得なければならない。
- ⑧ 対策本部(または支援センター)の指示により地区アラート委員会は支援の役割を担う。

災害レベル3の場合

- ① 支援体制はレベル2以上と判断した場合を踏襲する。
- ② 対策本部（または支援センター）は333複合地区、（一社）日本ライオンズと調整を行い地区に反映する。

2. 連絡方法の確立

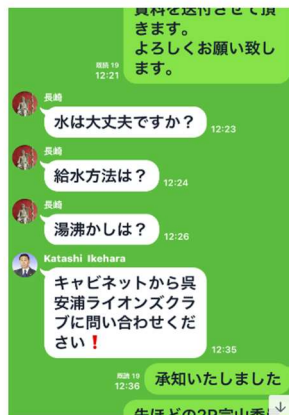
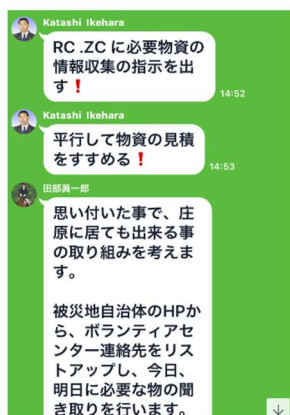
2-1 【情報伝達手順】

1. 活動地域において災害が発生したクラブはクラブ会長または幹事名にてゾーン・チェアパーソン → キャビネット幹事 → 地区ガバナーに状況報告ならびに連絡担当者等を伝達し必要な物品、応援等があればあわせて要請する。

※報告者本人が被災し連絡が困難な場合は、その方を割愛して次順位へ報告する。

- 災害発生時を想定し、年度当初に連絡網を構築しておく。
- ゾーン・チェアパーソンは所属リジョンのアラート委員、キャビネット副幹事、クラブ役員から構成する災害連絡体制を確立する。
- 地区キャビネット、ゾーン・チェアパーソン、地区アラート委員間で定期的なシミュレーション（訓練）が必要。
- 情報共有、一元化を図るために、LINE等の利用を検討する。

2-2 【LINEグループによる情報共有】



3. 支援・受援の種類・方法の検討

被災地の状況に応じた支援・受援の種類や方法の検討を行う。

3-1 支援物品の提供、受入

- ・被災地のニーズに対応した物品を提供
- ・会員企業の倉庫等を物品の保管庫として使用
- ・状況にあわせた受援物資の管理および精査

など

3-2 人的支援

- ・ボランティアの派遣（炊き出し、清掃片付け作業等）
- ・状況にあわせたボランティア受入体制の精査

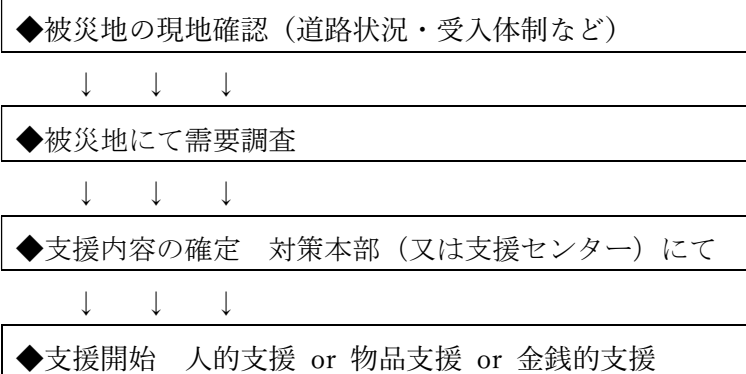
など

3-3 金銭的支援

- ・333-E 地区内クラブより会員数に応じた支援金の集金（地区キャビネット）
- ・地区内・地区外の個人・法人・ライオンズクラブから支援金受付
- ・ホームページやSNSを活用し、開設した支援金受付口座の迅速な周知。
- ・LCIF 交付金申請の検討

など

3-4 被災地支援のフローチャート



※現地に赴く際の注意点・・・必ず「自己完結」の体制を整えること
（食事・宿泊・トイレを含め全ての事を準備）

4. 実際の支援・受援

4-1 支援物品提供

災害発生時、被災地で必要とされる支援物品は日々変化していくため、適切・迅速に支援を行うためには、最新情報を入手し、情報の共有を行う。

4-1-1 支援物品ニーズの把握（社会福祉協議会と連絡を密にして行う）

- ① 333-E 地区ホームページに災害対応ページを追加
- ② 必要物品名の把握（被災者支援窓口より報告）
 - ・ 必要物品名と数量をホームページに掲載（情報はできるだけ頻繁に更新）
 - ・ 数量が十分に確保されている物品提供は断る決断も必要
- ③ ライオンズクラブのネットワーク活用
 - ・ 地区内、地区外のクラブに対策本部を通して、支援の要請を行う

4-1-2 支援物品集積場所の確保

- ① 支援物品集積場所の設置（クラブ会員企業の倉庫が望ましい）

4-1-3 支援物品の調達・運搬・搬送

- ① 支援物品は支援物品集積場所で引き渡しが原則
- ② 輸送手段が無い場合は宅配業者の使用も検討

4-1-4 地区外からの支援物品受け入れ

- ① 原則として被災者支援窓口が連絡・受入を担当する
- ② 物資搬送車両が通過する道路事情の把握および現地案内

4-2 人的支援のあり方

4-2-1 被災地域のクラブが破滅状態の際

- ① 被災を免れた近隣クラブやゾーン(リジョン)で災害支援窓口を担う。
- ② 被災したクラブやメンバーに対する援助を実施し、少しでも早くそのクラブが地元での支援活動を再開できるようにする。(復興速度を速めるため)

4-2-2 被災地に対する支援例

- ① 食料・物資調達 (水・食品・衣服・日用品等の調達と配送等)
- ② 資機材調達 (ブルーシート・軍手・スコップ・土嚢・熊手・発電機等)
- ③ 運送・運搬 (軽自動車・トラック・小型バス等の運搬等)
- ④ ボランティア (ボランティアの配置・被災地での実働部隊)
- ⑤ 炊き出し (被災者・ボランティアへ現地での食事の手配等)
- ⑥ 被災地ケア (心と体のケア・・・癒しのマッサージ等)
- ⑦ 通 訳 (日本語がわからない外国人への対応等)
- ⑧ ペット救助 (被災地に放置されたペットの保護等)

4-3 金銭的支援

4-3-1 支援金の募集と口座開設

- ① 災害レベルがレベル1の場合は、被災者支援窓口となったクラブが支援金口座を開設し、キャビネット事務局へ通知する。また、年度毎にキャビネット事務局へ収支報告を行う。
- ② 災害レベルが2及び3の場合は、キャビネット会計が支援金口座を開設、口座の情報をホームページに掲載し、半期毎に会計監査を受ける。
- ③ 支援金を支出する際には、被災者支援窓口の責任者の了解を得ること。

4-3-2 地区緊急援助資金

- ・333-E 地区では、1,000万円超の地区緊急援助資金を保有している。
- ・地区緊急援助資金の支出は地区緊急援助資金規則によって決定される。

4-3-3 LCIF災害援助交付金プログラムの活用

ライオンズクラブ国際財団では、災害援助交付金プログラムあり、2025年1月の時点では、①防災準備交付金、②緊急援助交付金、③大災害援助交付金の3種類の交付金が用意されている。

交付金には、申請時期・金額・用途などに決まりがあり申請手続きもやや煩雑なうえ、内容の見直しが行われる。

対策本部（または支援センター）は被害の状況を迅速に把握し、交付金申請の有無を判断しなければならない。

(配布)

本マニュアルを配布する際には必ず、次の1～3を同梱することとする

1. ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 地区緊急災害対策本部規則
2. ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 地区緊急災害対策本部規則 =運用マニュアル=
3. ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 地区緊急援助資金規則

(運用)

このマニュアルは、ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 2024-2025 年度 第3回キャビネット会議で決議され、333-E 地区内クラブ事務局へ配信を完了した時より運用を開始する。